

岡山市いのちの電話事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活において様々な悩みを持つ者に対し、その悩みを解決し安心して生活することができるよう電話を通して相談活動を行う社会福祉法人岡山いのちの電話協会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号、以下「規則」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の事業とする。

- (1) いのちの電話相談員の養成に関する事業
- (2) 自殺予防シンポジウム事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、社会福祉法人岡山いのちの電話協会とする。

2 補助事業者は、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年を経過していない場合は、補助事業者となることはできない。

(補助金額、対象経費)

第5条 第3条第1号に定める事業についての補助金額は、各年度の相談員養成講座に申込をし、全講座を終了した者の数に1人当たり5,000円を乗じて得た額とする。ただし、100,000円を上限とする。

2 第3条第2号に定める事業についての補助金額は、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料の合計金額とする（合計補助金額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）。ただし、一年度につき一回限りとし、50,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第3条第1号の事業については、毎年度4月末日までに、第3条第2号の事業については、毎年度9月末日までに、それぞれ市長に対し、交付の申請をしなければならない。

(状況報告、補助事業等着手・完了届の免除)

第7条 市長は、補助交付の決定を受けた補助事業者に対する規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は免除するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項については、福祉援護課長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成19年11月1日から施行し、平成19年度に交付される補助金から適用する。

- 2 .第 6 条の規定に関わらず ,平成 1 9 年度の交付の申請は ,平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日までとする。
- 3 .市長は ,この要綱の施行後 5 年を目途として ,この補助金交付のあり方についての検討を加え ,その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。